

様式第4 [第5条]

地方公共団体の名称及びその長の氏名 宛て

経済産業大臣 名

平成 年度地域自主戦略交付金（経済産業省）交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のありました平成 年度地域自主戦略交付金（経済産業省）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定及び地域自主戦略交付金交付要綱（経済産業省）（平成23・03・24財地第2号。以下「交付要綱」という。）に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条及び交付要綱第5条第1項の規定に基づき通知します。

なお、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されるよう留意してください。

記

1. 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）の内容は、平成 年 月 日付け第 号で申請のありました地域自主戦略交付金（経済産業省）交付申請書記載のとおりとします。
2. 交付事業に要する経費、交付対象事業費及び交付金の額は、次のとおりとします。ただし、交付事業の内容が変更された場合における交付事業に要する経費、交付対象事業費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとします。

交付事業に要する経費	円
交付対象事業	円
交付金の額	円

3. 交付事業に要する経費、交付対象事業費の配分及び交付金の区分は、次のとおりとします。

費目	交付事業に要する経費 (円)	交付対象事業費 (円)	交付率 (%)	交付金の額 (円)
取水工事費				
貯水工事費				
導水工事費				
浄水工事費				
送水工事費				
配水工事費				
用地費及び補償費				
調査費				
附帯雑費				
その他				
合計				

4. 交付金の確定額は、交付対象事業費の配分経費ごとに、事業を施行するため実際に支出した額に交付率（〇〇パーセント）を乗じて得た額の合計額（以下「交付金基本額」という。）と、この配分経費に対応する交付金の額（交付要綱第7条第1項第1号の規定により経費の配分の変更があった場合は、変更された額とします。）の合計額とを比較して、いずれか低い額とします。ただし、3. に記載された交付金の合計額が2. に記載された交付金の額を超える場合は、2. に記載された交付金の額を限度とします。

5. 交付金の交付を受けた地方公共団体は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地域自主戦略交付金制度要綱、交付要綱、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）、工業用水道事業法施行令（昭和33年政令第291号）及び工業用水道事業法施行規則（昭和33年通商産業省令第118号）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

（1）適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付。

（2）適正化法第29条から第31条までの規定による罰則。

（3）相当の期間交付金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

（4）交付事業者等の名称及び不正の内容の公表。

6. 交付金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱に定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. 交付金の交付の条件は、次のとおりとします。

（1）交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の各号に掲げる場合においては、経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

① 交付金の交付を受ける事業年度の工業用水道布設事業の経費の配分又は内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとする場合

② 給水区域、計画給水量又は水源を変更しようとする場合

③ 交付金の交付に係る工業用水道布設事業を中止し、又は廃止しようとする場合

④ 交付金の交付に係る工業用水道の料金を定め、又は変更しようとする場合

（2）交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付の対象である交付要綱第3条第1項第1号から第6号までに規定する工事の実施に関して契約をなす場合においては、原則として競争入札によらなければなりません。競争入札によらなかった場合は、交付要綱第15条に定める事業実績報告書において、その理由を明らかにしなければなりません。

（3）交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の場合においては、速やかに管轄する経済産業局長（当該地域が沖縄総合事務局長の管轄に属する場合には、沖縄総合事務局長。以下「経済産業局長」という。）に報告してその指示を受けなければなりません。

① 交付金の交付に係る工業用水道布設事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合

② 交付金の交付に係る工業用水道布設事業に災害を受けた場合

(4) 交付金の交付を受けた地方公共団体は、工業用水道布設事業の経理を明らかにしておかなければなりません。

(5) 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金収入及び工業用水道布設事業又はダム等建設事業に要する経費の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければなりません。

(6) 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付の対象である交付要綱第3条第1項第1号から第6号までに規定する工事によって取得した財産については、工業用水道布設事業の完了後においても、当該財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければなりません。

(7) 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付に係る工業用水道布設事業又はダム等建設事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、経済産業局長の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。

① 土地及び建物

② 取水施設については、取水門、取水ぜき、防潮ぜき、取水塔、取水わく、取水管きょ、集水埋きょ、井戸及び沈砂池

③ 貯水施設については、貯水池及び貯水そう

④ 導水施設については、導水管きょ

⑤ 浄水施設については、ちんでん池、凝集池及び浄水池

⑥ 送水施設については、送水管きょ

⑦ 配水施設については、配水池、配水そう及び配水管

⑧ ②から⑦までのポンプ設備

⑨ 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第15条第1項の規定により設定されたダム使用权

⑩ その他事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える財産

8. この交付決定に対して不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、この決定通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとします。

様式第5 [第5条]

地方公共団体の名称及びその長の氏名 宛て

経済産業大臣 名

平成 年度地域自主戦略交付金（経済産業省）交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のありました平成 年度地域自主戦略交付金（経済産業省）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定及び地域自主戦略交付金交付要綱（経済産業省）（平成23・03・24財地第2号。以下「交付要綱」という。）に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条及び交付要綱第5条第1項の規定に基づき通知します。

なお、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されるよう留意してください。

記

1. 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）の内容は、平成 年 月 日付け第 号で申請のありました地域自主戦略交付金（経済産業省）交付申請書記載のとおりとします。
2. 交付事業に要する経費、交付対象事業費及び交付金の額は、次のとおりとします。ただし、交付事業の内容が変更された場合における交付事業に要する経費、交付対象事業費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとします。

交付事業に要する経費	円
交付対象事業	円
交付金の額	円

3. 交付事業に要する経費、交付対象事業費の配分及び交付金の区分は、次のとおりとします。

費目	交付事業に要する経費 (円)	交付対象事業費 (円)	交付率 (%)	交付金の額 (円)
取水施設費				
貯水施設費				
導水施設費				
附帯雑費				
その他				
合計				

4. 交付金の確定額は、交付対象事業費の配分経費ごとに、事業を施行するため実際に支出した額に交付率（〇〇パーセント）を乗じて得た額の合計額（以下「交付金基本額」という。）と、この配分経費に対応する交付金の額（交付要綱第7条第2項第1号の規定により経費の配分の変更があった場合は、変更された額とします。）の合計額とを比較して、いずれか低い額とします。ただし、3. に記載された交付金の合計額が2. に記載された交付金の額を超える場合は、2. に記載された交付金の額を限度とします。

5. 交付金の交付を受けた地方公共団体は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地域自主戦略交付金制度要綱、交付要綱、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）、工業用水道事業法施行令（昭和33年政令第291号）及び工業用水道事業法施行規則（昭和33年通商産業省令第118号）の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第31条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間交付金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(4) 交付事業者等の名称及び不正の内容の公表。

6. 交付金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱に定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. 交付金の交付の条件は、次のとおりとします。

(1) 交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の各号に掲げる場合においては、経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

- ① 交付金の交付を受ける事業年度のダム等建設事業の経費の配分又は内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとする場合
- ② 交付金の交付に係るダム等建設事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- ③ 関連工業用水道の計画給水区域又は計画給水量を変更しようとする場合
- ④ 関連工業用水道の料金を定め、又は変更しようとする場合
- ⑤ 関連工業用水道の布設計画を廃止しようとする場合

(2) 交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の場合においては、速やかに管轄する経済産業局長（当該地域が沖縄総合事務局長の管轄に属する場合には、沖縄総合事務局長。以下「経済産業局長」という。）に報告してその指示を受けなければなりません。

- ① 交付金の交付に係るダム等建設事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合
- ② 交付金の交付に係るダム等建設事業に災害を受けた場合

(3) 交付金の交付を受けた地方公共団体は、関連工業用水道の布設事業が終了するまでダム等建設事業の経理を明らかにしておかなければなりません。

(5) 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金収入及びダム等建設事業に要する経費の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければなりません。

(6) 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付に係るダム等建設事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、経済産業局長の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。

- ① 土地及び建物
- ② 取水施設については、取水門、取水ぜき、防潮ぜき、取水塔、取水わく、取水管きよ、集水埋きよ、井戸及び沈砂池
- ③ 貯水施設については、貯水池及び貯水そう
- ④ 導水施設については、導水管きよ
- ⑤ ②から④までのポンプ設備
- ⑨ 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第15条第1項の規定により設定されたダム使用权
- ⑩ その他事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える財産

8. この交付決定に対して不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、この決定通知を受けた日から起算して15日を経過した日までと

します。

様式第6 [第6条]

平成 年度地域自主戦略交付金（経済産業省）交付申請取下書

年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号で地域自主戦略交付金（経済産業省）の交付の決定の通知を受けたが、当該決定の通知に係る交付金の交付の申請は、下記の理由により取り下げます。

記

理 由

様式第7 [第14条]

平成 年度 工業用水道布設事業進行状況報告書(第 四半期分)

年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成 年度 工業用水道布設事業第 四半期の進行状況を下記のとおり報告します。

記

費 目	本年度 工事計 画額 (1)	前期まで の工事實 施額 (2)	今期の 工事實 施額 (3)	今期まで の工事實 施額 (2)+(3)	進行率 (2)+(3) —— % (1)	摘 要 (今期の工事の具 体的内容を記載 すること。)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8 [第14条]

平成 年度ダム等負担金支払状況報告書(第 四半期分)

年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成 年度 工業用水道布設事業第 四半期の進行状況を下記のとおり報告します。

費 目	本年度 事業計画 額 (円)	今 期 まで の 工 事 実 施 額 (円)	進 行 率 (%)	事業の 進行の 概要	本年度負担 金支払計画 額 (円)	今 期 まで の 支 払 済 額 (円)	支 払 率 (%)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第10 [第15条]

平成 年度ダム等負担金支払実績報告書

年 月 日

経済産業局長 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成 年度ダム等負担金の支払が平成 年 月 日完了したので、その実績を下記のとおり報告します。

記

費 目	本年度 事業計 (円)	本年度負 担金支払 (円)	事業計画及び支払計画変更額 (円)			着工年月 日	完成年月 日
			第1回	第2回	第3回		
取水施設費							
貯水施設費							
導水施設費							
附 帯 雑 費							
そ の 他							
計							

事業実施額 (円)	負担金精算額 (円)	支 払 額 及 び 支 払 年 月 日				摘 要
		第1回	第2回	第3回	第4回	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

平成 年度 工業用水道布設事業収支計算書

1 収支総括書

項目 区分	費 目	予 算 額	決 算 額
支 出	取 水 工 事 費	円	円
	貯 水 工 事 費		
	導 水 工 事 費		
	浄 水 工 事 費		
	送 水 工 事 費		
	配 水 工 事 費		
	用地費及び補償費		
	調 査 費		
	附 帯 雑 費		
	そ の 他		
	合 計		
収 入	地方公共団体負担		
	国庫交付金		
	国庫引受けによる起債		
	公募による起債		
	そ の 他		
	合 計		

備考

- 1 収入中その他の欄に記載すべきものがあるときは、その内訳書を添付すること。
- 2 PFI事業に係る交付金の交付に係る報告をしようとする場合にあつては、PFI費用及びPFI費用の算定の根拠となる数量等を（ ）を付記し内数として下段に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 収支計算費目別内訳書

(イ)取水工事費

工種	名称	形状寸法	数量	単価	金額	摘要
					円	

(ロ)貯水工事費

工種	名称	形状寸法	数量	単価	金額	摘要
					円	

(ハ)導水工事費

工種	名称	形状寸法	数量	単価	金額	摘要
					円	

(ニ)浄水工事費

工種	名称	形状寸法	数量	単価	金額	摘要
					円	

(ホ)送水工事費

工種	名称	形状寸法	数量	単価	金額	摘要
					円	

(ヘ)配水工事費

工種	名称	形状寸法	数量	単価	金額	摘要
					円	

(ト)用地費及び補償費

工種	名称	形状寸法	数量	単価	金額	摘要
					円	

(チ) 調査費

工種	名称	形状寸法	数量	単価	金額	摘要
					円	

(リ) 附帯雑費

工種	名称	形状寸法	数量	単価	金額	摘要
					円	

(ヌ) その他

工種	名称	形状寸法	数量	単価	金額	摘要
					円	

備考

- 1 工種別内訳書、用地費及び補償費内訳書、調査費内訳書、附帯雑費内訳書及び残存物件調書並びにしゅん工図面を添付すること。
- 2 予算額と決算額が著しく異なるときは、摘要の項にその理由を記載すること。
- 3 PFI事業に係る交付金の交付に係る報告をしようとする場合にあっては、PFI費用及びPFI費用の算定の根拠となる数量等を（ ）を付記し内数として下段に記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

平成 年度ダム等負担金収支計算書

1 収支総括書

項目 区分	費 目	予 算 額	決 算 額
支 出	取水施設費	円	円
	貯水施設費		
	導水施設費		
	附帯雑費		
	その他		
	合計		
収 入	地方公共団体負担		
	国庫交付金額		
	国庫引受けによる起債		
	公募による起債		
	公団借入金		
	その他		
合計			

備考 1 収入中その他の欄に記載すべきものがあるときは、その内訳書を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 収支計算費目別内訳書

(イ)取水施設費

種 別	細 別	形状寸法	数 量	単 価	金 額	摘 要
					円	
計						
工業用水道負担額						

(ロ)貯水施設費

種 別	細 別	形状寸法	数 量	単 価	金 額	摘 要
					円	
計						
工業用水道負担額						

(ハ) 導水施設費

種 別	細 別	形状寸法	数 量	単 価	金 額	摘 要
					円	
計						
工業用水道負担額						

- 備考 1 ダム等事業費内訳書、ダム等事業費負担内訳書及び附帯雑費内訳書、残存物件調書並びにしゅん工図面を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(様式第13) [第17条]

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成 年度地域自主戦略交付金（経済産業省）精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた地域自主戦略交付金（経済産業省）の精算払（第 回概算払）を受けたいので地域自主戦略交付金（経済産業省）交付要綱第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円

備考

1. 概算払の請求をするときには、「支払計画書」及び「資金調達計画書」を添付すること。
2. 精算払の請求をするときには、「精算書」を添付すること。

様式第14 [第20条]

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

地域自主戦略交付金交付要綱（経済産業省）第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付金額（地域自主戦略交付金交付要綱（経済産業省）第16条による額の確定）
円
2. 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
4. 交付金返還相当額（3－2）
円

注）別紙として積算の内訳を添付すること。